

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の
改正を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	} 各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
厚生労働大臣		

障がい者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障がい者の自立と社会参加にとって障がい者虐待の防止を図ることが極めて重要である。

令和2年に神戸市の精神科病院において看護師らによる患者への集団虐待暴行事件が発覚したことを受けて、厚生労働省が同年4月に都道府県と政令指定都市を対象に実施した調査では、平成27年度からの5年間で精神科病院における虐待が疑われる事例は全国で72件あり、そのうち医療機関からの通報は35件で半数未満であったとのことである。

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる障害者虐待防止法）において、虐待発見時の市町村への通報が義務付けられているのは「養護者による虐待」、「障害者福祉施設従事者等による虐待」、「使用者による虐待」に限られており、医療機関における障がい者に対する虐待防止等は規定されているものの、通報義務は定められていない。

しかし、重大な虐待を未然に防ぎ、被害を最小限に留めるためには、虐待が軽微な段階で適切に通報することが極めて重要である。

よって国におかれては、誰もが地域社会の中で安心して暮らし続けられるよう、全ての人の人権が尊重される、患者・利用者本位の保健医療福祉のため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律を改正し、虐待発見時の市町村への通報義務対象に医療機関における虐待を加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。